

## 放課後児童健全育成事業

## 【 事業概要 】

保護者が就労などにより昼間自宅にいない家庭の子どもに生活の場と適切な遊びを提供し、子どもの健全な育成を図る事業。

平日は、小学校の放課後の時間に預かりを実施し、春・夏・冬休み等の小学校休業日には一日預かりを実施し、家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援する。

平成27年度から、対象となる子どもの学年を小学校6年生まで拡大した。

## ● 第2期 島田市子ども・子育て支援事業計画 ●

年度	令和2年度	
区分	計画値	実績値
量の見込み（人）	1,102	1,051
確保の内容（人）	1,091	1,006

年度	令和3年度	
区分	計画値	実績値
量の見込み（人）	1,074	1,059
確保の内容（人）	1,091	1,051

『島田第四小学校区放課後児童クラブ』  
待機児童の解消に向けた2クラブ化について（御案内）

日ごろ、当市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、放課後児童クラブについては、その需要が年々高まっており待機児童の解消が求められています。このことから本市では、現在建設中の屋内運動場（体育館）に新しいクラブ室を併設し、下記のとおり放課後児童クラブを2クラブ化して利用定員を増員することと致しました。また、各クラブの児童編成については、より安心安全な児童の見守りや効率的かつ円滑な運営等を考慮して決定しております。

今後も引き続き、安心安全を第一に児童の見守りに努めてまいりますので、何卒、御理解と御協力のほど、よろしくお願い致します。

## 記

## 1 2クラブ化の開始日

令和3年8月23日（月）

## 2 児童が利用するクラブ

別紙「児童クラブ利用承諾決定書」の児童クラブ名を御確認ください。

## 3 2クラブ化の概要

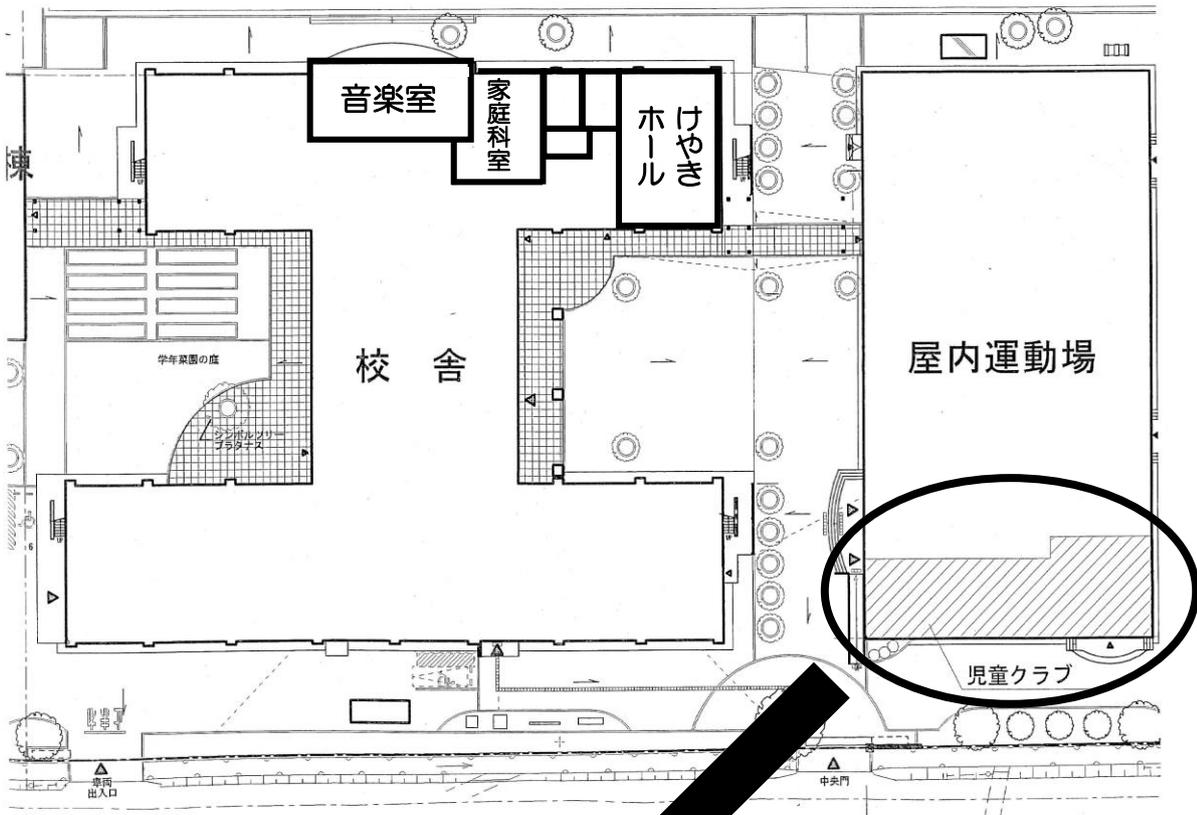
クラブ名	居住地	定員
島田第四小学校区 第1放課後児童クラブ	本通三、本通四、幸町、中央町、 柳町、中河町、旗指	50人
島田第四小学校区 第2放課後児童クラブ	本通七、大津通、新田町、祇園町 元島田、元島田東町、松葉町	50人

## 4 児童クラブの場所

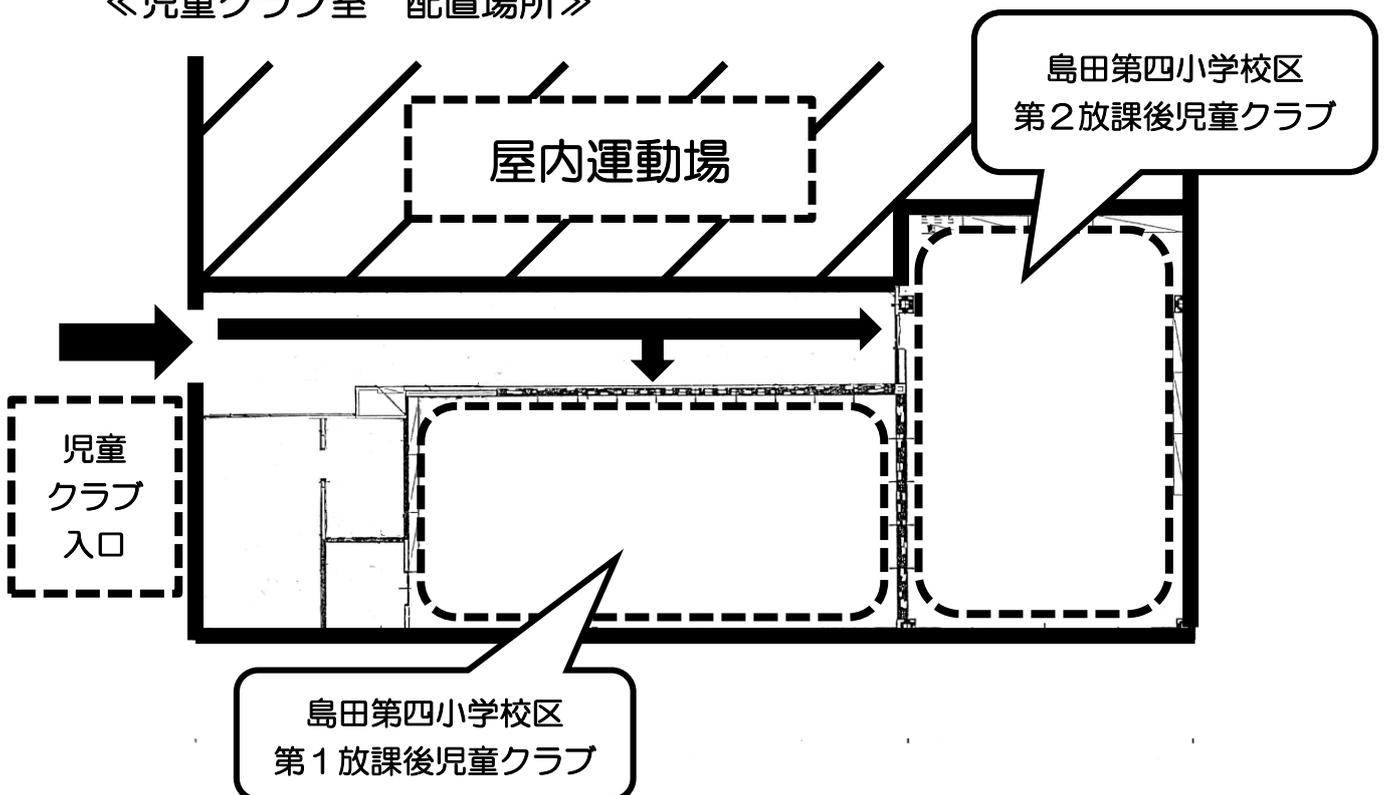
屋内運動場（体育館）の1階南側 ※裏面参照

# 【 児童クラブの場所 】

《屋内運動場 配置場所》



《児童クラブ室 配置場所》



## 島田市放課後児童クラブ利用料の見直しについて

## 1 概要

現在の公設民営の放課後児童クラブの利用料については、平成 21 年度から据え置きとなっている。この間、利用希望者の増加に対応するため、放課後児童クラブの拡張や支援員の増員などを行い、放課後児童クラブの運営に係る経費も増加している。

そのため、今後の放課後児童クラブの運営に係り、①利用者ニーズによる利用時間の拡大、②最低賃金アップによる支援員の人件費の増、③待機児童解消に向けた施設整備、支援員の増員・確保、民間クラブへの支援、④近隣市との利用料の比較による適正化等を踏まえ検討を行った結果、現行の利用料を月額で 1,000 円増額し、令和 4 年度から適用することとする。

## 2 利用料の変更案について

## 【現行】

区分	利用料 (月額)	延長料 (月額)
1 生活保護世帯	0 円	0 円
2 児童扶養手当の受給世帯及びこれに準ずる世帯	8・3 月以外	500 円
	8 月	
	3 月	
3 1 又は 2 以外の世帯に属する児童	8・3 月以外	1,000 円
	8 月	
	3 月	

開所時間：8：00～18：00（時間延長の場合 18：30 まで）

## 【令和 4 年度以降】

区分	利用料 (月額)	延長料 (月額)
1 生活保護世帯	0 円	なし
2 児童扶養手当の受給世帯及びこれに準ずる世帯	8・3 月以外	
	8 月	
	3 月	
3 1 又は 2 以外の世帯に属する児童	8・3 月以外	
	8 月	
	3 月	

開所時間：8：00～18：30

### 3 見直しに伴う利用料収入の比較

年度	利用料による歳入額
令和元年度（決算額）	53,691,200 円
令和2年度（決算額）	46,020,800 円
令和3年度（見込み）	56,737,800 円
令和4年度（見込み）	63,990,000 円

### 4 スケジュール

- 令和3年8月 全員協議会での説明（8/24）  
島田市放課後児童健全育成事業実施要綱の改正（8月中）
- 令和3年9月 令和4年度の募集案内の配布（9/15頃）  
～窓口案内、広報しまだ、ホームページ等での周知～
- 令和3年10月 令和4年度の利用申し込み受付開始（10/1～）
- 令和4年4月～ 新たな利用料での適用開始

## 放課後児童クラブにおける「おやつ」の休止等について(お知らせ)

日頃より市の放課後児童クラブの運営に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、各小学校で新学期が始まる中、全国の放課後児童クラブではクラスターが散見されています。その原因の一つとして、おやつの時間に黙食が徹底されていないことが考えられることから、当分の間「おやつ」を下記のとおり休止することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 休止する期間

各クラブ準備でき次第実施し、当分の間休止する。

※ 9月13日(月)までにはすべてのクラブが休止を完了する。

※ 既に休止しているクラブは引き続き実施する。

#### 2 おやつ代等の対応

- ・ 9月分はすでにおやつ代を徴収しているため、用意したおやつを持ち帰りとする。
- ・ 10月分からは利用料のみ徴収し、おやつ代1,500円は徴収しない。